## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する	法律の一部を改正する法律案
規制の名称	活性化計画に記載された事業のため行う転用許可及び開発許可を不要とする特例の設定	
規制の区分	緩和	
担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課	
評価実施時期	令和3年12月~令和4年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	農山漁村地域では人口減少、高齢化が特に進行するとともに、農地の集積・集約化、新規就農の促進、スマート農業の普及といった様々な政策努力を払っても、なお農地として維持することが困難な土地が拡大している状況にある。更に、地域コミュニティ(集落機能)の維持、景観形成等農山漁村地域が有する多面的機能の発揮にも支障が生じつつある。このような中、農林漁業団体等による農山漁村発イノベーション施設の整備や農用地の保全等に関する取組等の迅速・円滑な実施を推進し、農業経営の発展、地域の所得向上、集落機能の維持等、地域の活性化を図ることが必要となっている。このため、農山漁村活性化法を改正し、同法に基づく活性化計画に記載された事業の実施に際し、当該事業の用に供するための農地を農地以外のものにする場合には、農地法に規定する許可を不要とすることとする。また、活性化計画に記載された事業に供される土地につき、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に規定する農用地区域からの除外手続を待たずに活性化計画に記載された事業の実施に着手できることとする。	
想定される代替案	市町村による農用地区域からの除外手続等が迅速に行われるよう技術的助言を行う。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	今回の改正は、活性化計画に記載される事業の実施のた	遵守費用は増加しない。
	め、本来であれば個別に経なくてはならない農地法に基づく	
	転用許可及び農振法に基づく事業実施前段階における開発許	
	可に係る手続の特例を措置するものであり、この措置によっ	

	行政費用	て新たに規制の遵守を求めるものではないことから、遵守費用は発生しない。 本特例は、農地法に基づく農地転用許可等の手続に係る行政費用が不要となる一方で、活性化計画作成時に許可基準に相当する要件を確認する行政費用が新たに発生することとなる。これらの許可手続と要件確認については、どちらも行政事務であることから、行政費用は相殺され増減しない。	行政費用は増加しない。
直接的な効	]果(便益)	今回の改正において、活性化計画に位置づけた事業の実	市町村による農用地区域からの除外手続等が迅速に行わ
の把握		施に当たって、事業実施主体にとっては農地法に基づく農	れる可能性があるが、地方公共団体間の解釈に相違が生じ
		地転用許可等の申請手続が不要となり、事業実施に係る手	ることや、国民の予見性等が高まらないおそれがある。
		続負担が軽減(申請に当たり、行政書士に委託する場合の   費用は、1件当たり約5万円)されることから、定住等及	
		び地域間交流の促進に係る取組が進展し、農山漁村地域に	
		おける所得と雇用機会の確保につながる。	
副次的な影	響及び波及	今回の改正において活性化計画に記載された事業に係る農	_
的な影響の	)把握	地法及び農振法の特例を講じたこと等により、活性化計画の	
		作成件数(加えて、任意ではあるが活性化計画の公表件数)	
		が増加することが見込まれるほか、活性化計画に記載された 事業のために行う農林地所有権等移転促進事業の実施に当た	
		事業のために行う長杯地所有権等移転促進事業の美施に当た   って必要な所有権移転等促進計画の公告の件数が増加(1件	
		当たり5千円程度の行政費用が発生)することが見込まれ	
		る。	

費用と効果(便益)の	【遵守費用】
関係	遵守費用は発生しない。
	【行政費用】 農地転用に係る許可等の手続と、活性化計画作成時の許可基準に相当する要件確認については、どちらも行政事務であり、 行政費用は相殺され増減しない。
	【効果(便益)】 農林漁業団体等が行う農地転用許可等の申請手続の負担が軽減され、行政書士に依頼することを考慮した場合、1件当たり 約5万円の外部委託費の軽減効果が発生する。 以上より、便益の方が費用より大きいものと考えられる。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	法施行後5年を目処として事後評価を実施する。
備考	